



東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)骨子案のポイント

ポイント	狙い
保護者の体罰等禁止	子供の脳に深刻な影響を与える場合があることや、虐待にエスカレートする可能性もあることから、体罰や暴言によらない子育てを明確に発信 (概要p3)
健診受診の勧奨に応じる保護者の努力義務	健診未受診の保護者に対し、保健所等がアプローチしやすくし、リスクを早期に把握 (概要p3)
虐待通告の趣旨を踏まえた通告義務の履行	都民のためらいを緩和し虐待通告を促進するため、通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながるものであることを発信 (概要p5)
児童相談所の情報提供依頼 (調査の円滑化)	条例で規定することにより、福祉等の関係機関(虐防法で規定済み)以外の民間事業者も、子供と家庭に関する情報について、個人情報保護法に基づき適切に提供できる根拠を強化 (概要p7)
児童相談所間の的確な引継ぎ	リスクが高まる転居ケースについて、その緊急性や重症度に応じて、同行訪問や必要十分な資料の提供など、的確な引継ぎの実施を徹底 (概要p8)
児童相談所と子供家庭支援センターとの連携	都の児童相談体制において車の両輪をなす、児童相談所と子供家庭支援センターとの一層の連携・協働を強化 (概要p8)